明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務二）　一
〔告　示〕
○史跡に指定する件（文部科学一二）　一二
○名勝に指定する件（同一三）　一二
○天然記念物に指定する件（同一四）　一三
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一五）　一三
○特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件（同一六）　一三
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一七）　一四
○史跡に地域を追加して指定する件（同一八、一九）　一四
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同二〇）　一四
○名勝及び天然記念物に地域を追加して指定し、一部解除する件（同二一）　一四
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同二二）　一四
○天然記念物の指定を一部解除する件（同二三）　一四
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同二四）　一四
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同二五）　一四
○記念物を登録記念物に登録する件（同二六）　一四
○登録記念物の登録を抹消する件（同二七）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一四
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等　一四
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、健康保険法第四十七条第二号に規定する標準報酬月額・船員保険法第二十三条第二号に規定する船員保険の標準報酬月額・全国健康保険協会定款の一部変更、平成二十二年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施関係　一四
地方公共団体　一四
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効の取消関係　一四
会社その他　一四
会社決算公告　一四

府令・省令

○内閣府令・法務省令第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第一項、第七十条の二第二項並びに第百三十一条第一項及び第百三十三条第二項（同法第二百二十八条第一項及び第二項並びに第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十七条第一項、第百六十九条第二項、第百九十六条第一項並びに第百九十八条第二項の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年二月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令・法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　合併により消滅する株式会社の株主又は登録株式質権者

ロ　合併により消滅する持分会社の社員

第六条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　発行者が取得条項付新株予約権（会社法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。以下同じ。）の取得の対価として振替社債を交付する場合（次号に掲げる場合を除く。）　取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。以下同じ。）

四　発行者が取得条項付新株予約権付社債（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債をいう。以下同じ。）の取得の対価として振替社債を交付する場合　取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

第七条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替社債を交付する場合（次号に掲げる場合を除く。）　その旨

四　発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替社債を交付する場合　その旨

第八条第五号中「又は振替の申請」及び「又は申請」を削り、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権を取得した者又は当該取得条項付新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

四　発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合　当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権付社債を取得した者又は当該取得条項付新株予約権付社債を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

第十四条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　合併により消滅する株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

ロ　合併により消滅する持分会社の社員